

## 平成26年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年2月5日（水）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均
25番	杉本 征子	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男
29番	三川 了	30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海
33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

37番 池本 信秋

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 二階堂 正一郎  
主査 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

- 第 9号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 10号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 11号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 12号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 13号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 14号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

- 第 4号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第 5号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん改めましてこんにちは。定刻より少し前ですけども開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名のうち池本委員、1名の方から欠席の届けが出ております。ほかに田辺委員さんのほうがまだ席に着いておられません。少し遅れるということなので、現在36名の出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年第3回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりごあいさつをいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。お願いします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日、お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第9号より議第14号までの67件と、報告第4号から報告第5号までの20件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、西川委員と鶴田委員をお願いいたします。

-----○-----

## 2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第9号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第9号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、河崎と立願寺の申請人で、申請物件が河崎の田704㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

2番、高瀬と立願寺の申請人で、申請物件が河崎の田580㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

3番、熊本市と山田の申請人で、申請物件が山田の畑278㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

4番、大倉の申請人で、申請物件が大倉の畑2,089㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

5番、津留と熊本市の申請人で、申請物件が津留の田1,458㎡を弟へ贈与するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,075㎡外8筆、計20,247㎡を子へ一括贈与するものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑610㎡を子へ贈与するものです。

以上7件、25,966㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番と2番の案件についてご説明申し上げます。1番と2番の労力不足ということでございます。譲受人は経営拡張というふうなことで、現在、夫婦で農業をやっておられるということでございます。また、息子さんも同居しておられるということでございますので、あわせて、下限面積も達成ができるということで、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（東 令佐君） はい次、3番どうぞ。

○4番（西川英文君） これは譲受人の所有する農地のすぐ隣にある農地です、ここに書いてありますように本人も農業廃止ということで、この方が引き受けたということで、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○14番（森川正志君） 4番の案件について説明します。労力不足のほうの譲渡人はですね、近年夫を亡くし農業をできないということで、譲受人がですね経営拡張ということで、何ら問題ないと思ひまして、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、5番どうぞ。

○15番（丸山近信君） 譲渡人は小作に出してたんですけど、弟が定年して農業をやるというようなことでですね、弟に贈与となりました。弟も下限面積も満たしているので許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 6番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 6番の件について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係で、一緒にトマトを作っておられ、何も問題はなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、次、7番。

○36番（岩永幹生君） 7番の案件につきまして説明します。子への贈与であり、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第9号については許可することに決定しました。

次に、議第10号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第10号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,532㎡外3筆、計13,907㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成26年2月5日から20年間契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,271㎡外10筆、計16,950㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成26年2月5日から25年間契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑309㎡外5筆、計4,737㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成26年3月1日から25年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,092㎡外4筆、3,103㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成26年2月5日から10年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑92㎡外12筆、25,627㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成26年2月5日から10年間契約をするものです。

以上5件、64,324㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用するこ

と、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたので、ご提案しました。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○9番（荒木ひろ子君） 1番の案件について説明いたします。農業者年金受給の再設定ですので、トマト、米を作っておられますので、何ら問題ないと思いますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○24番（田上 均君） 2番については、申請人の農業者年金受給のための後継者への再設定でございます。何ら問題はなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○36番（岩永幹生君） 3番の案件につきましては、農業者年金受給のためのもので、再設定でもあり許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○34番（堀田昌子君） 4番の案件について説明します。使用貸人、使用借人とも親子関係で、農業者年金受給のため10年間の使用貸借権を設定されるもので許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○33番（生田三之利君） 5番の案件について説明いたします。二人は親子関係であり、農業者年金受給のため、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第10号について許可することに決定しました。

次に、議第11号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第11号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が三ツ川の、これは現況が介在田で、登記地目は田でございます。面積が1,055㎡で、平成7年10月に個人住宅及びゴルフ練習場として転用許可を受けたが、諸事情により熊本市から離れることができず、また景気も悪くなり建設が困難となり現在に至っている。今回、承継者は、申請地近くで山砂採取販売の会社を経営しており、その山砂の置場及び販売用地として利用するため、今回、事業計画変更を行うものです。

以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

1番の委員さん説明をどうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 今、事務より発表がありましたそのとおりで、そしてこの案件は、議第13号、11番と関係しており、そのときまた詳しい説明をします。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第11号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第12号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第12号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が寺田の畑654㎡外3筆、計3,987㎡で、転用目的が148.5キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、中山間地域に存在する公共投資

の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上、1件、3,987㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

都市計画法に規定する用途内区域の農地で、第3種農地と判断しております。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○14番（森川正志君） この案件について説明いたします。太陽光パネルは148.5キロワットになっております。近隣にはですね、大体、山間地になっております。それから民家が北側に1戸ありますが特に問題ない思いまして、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第12号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第13号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第13号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が築地の田111㎡外3筆、計444㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設が存在する区域内の農地で、第3地農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑374㎡で、転用目的が駐車場及び倉庫です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、親子間での使用貸借で、申請物件が滑石の畑146㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、親子間での使用貸借で、申請物件が大浜町の田2,711㎡のうち499㎡で、転用目的が農業用施設です。農地区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則として許可することができませんが、農振法第8条第4項の規定に規定する農用地利用計画において、規定された用途に供するために行なわれるものについては、例外的に許可することができるとなっております。

5番、申請物件が寺田の畑628㎡で、転用目的が47.25キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が中坂門田の畑126㎡外2筆、計1,063㎡で、転用目的が95.94キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が大倉の畑704㎡外1筆、計708.05㎡で、転用目的が22.49キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、親子間での使用貸借で、申請物件が向津留の田1,211㎡外1筆、計2,104㎡で、転用目的が115.2キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、使用貸借の物件で、申請物件が向津留の田45㎡外1筆、計151㎡で、転用目的が通路です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が玉名の畑55㎡で、転用目的が共同住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、議第11号、1番との関連で、申請物件が三ツ川の介在田1,055㎡で、転用目的が貸資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと

判断しております。

12番、申請物件が岱明町の畑112㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、JR大野下駅より500メートル以内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

13番、申請物件が岱明町の田574㎡外1筆、計951㎡で、転用目的が132.6キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、JR大野下駅より500メートル以内に存在する第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

14番、申請物件が岱明町の田757㎡で、転用目的が20.28キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、JR大野下駅よりおおむね500メートル以内の農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

15番、賃貸借の物件で、申請物件が岱明町の畑479㎡外3筆、計1,812㎡で、転用目的が51.84キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上15件、10,859.05㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は、担当委員は同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 1番、2番につきまして説明いたします。まず1番のほうですが、これは208号線バイパスの近くで、転用が多く見られる地域の転用です。市道に接しておりまして上下水はすでに施工して使用するということと、周辺への影響等もないということで、許可相当と判断いたしました。

それから2番です。これは今言った場所から少し南に下ったところで、自動車学校のほうですけども、住宅地の中にあります1カ所残った農地です。今度、転用申請されました方は、母親がひとり生活している場所に、母親を介護するために帰ってくるということで、住宅を拡張したいと。庭をつぶして、今までの庭と言いますか、駐車場をつぶして増築するというので、駐車場がなくなるので、空いているその農地を転用して駐車場。また、今、住んでおったアパートから資材、転居するために必要な資材というよりも、いろんな家財道具ですね、それを入れる倉庫も建

てたいということで、転用申請が出ておりました。現地検討の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 3番の案件についてご説明いたします。申請人は親子関係であり、今回、父親所有の畑に子どもの2階建ての個人住宅を建てるものです。申請地付近は住宅化された区域であり、また周辺の状況につきましては、東側は側溝のはいった市道が走っており、南側は、現在は親たちが住んでおまして、西、北側は畑となっております。境にはブロックで土砂の流出を防ぐために策も取られるため支障がないものと思われまます。給水につきましては、市道の市の上水道が通っておりますのでそれを活用し、生活排水には合併浄化槽をつくり、側溝に配置する計画があります。雨水につきましては浸透枡を設置し、側溝に流す計画となっております、周辺の農地に被害を及ぼさない事業計画となっておりますので、現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 4番の案件について説明いたします。申請人の使用貸人と借人は親子関係にあります。借人は認定農業者でもあります。農地に新しく農業用倉庫を建設するということであります。現地調査を行った結果、何ら問題はなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○14番（森川正志君） これも太陽光発電施設なんですけれども、47.25キロワットの太陽光発電施設。この案件はですね、南側に民家があるんですが、でもその民家との交渉済みで、この施設を行うということで、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） この申請地は中山間地の生産性の低い土地であり、またその土地を選定されたのはやはり、地域の計らいで太陽光発電施設建設ということで建設されてます。周辺の耕作等への悪影響も何もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、7、8、9は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○14番（森川正志君） この案件はですね、太陽光発電施設なんですけれども、ここも左側に民家があるんですよ。現地を見まして、「民家には了解をお済ですかと」聞いたところ「今から行います」ということで、「これはもう絶対、許可は取って

ください」ということで申し上げました。8番と9番はだいたい関連の案件です。

この太陽光パネルの設置する場所に乗入れするその通路がちょっと狭かったもんだけですね、そこをまた拡張するそうです。それも近隣にはもう許可はもらっている。特に問題ないと思いますので、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 10番の案件について説明します。譲渡人と譲受人は親子で、ここでは申請地は55㎡となってるですね、これ共同住宅と書いてあるけん、何でかなと思いはったと思いますけど、実家があって、実家が560㎡あるとですよ。そこを解体して共同住宅を建てるわけです。その56㎡がここに畑として隣接している土地ですね。そしてそれを共同住宅に使うということです。申請地は東が水路で、西が市道、南北が住宅となっています。給水と生活雑排水は市の公共上下水道を利用します。雨水は東側の水路と市道のほうを利用します。申請地は埋め立てる必要もなく土砂の流出もありません。現地調査の結果、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 11番について説明します。この案件は議第11号1番と関連した案件です。この場所は県道沿いで、北側から東側にかけて山道が通っており、西側が県道、南側は畑、造成は特になく草が生えているだけですので、この草をとるだけだと思います。雨水は自然浸透。許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、12、13、14は委員さんが同じでございますので、続けてお願いいたしますが、12番については、始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局次長（二階堂正一郎君） —12番の案件について始末書朗読—

○議長（東 令佐君） それでは、12番からどうぞ。

○21番（田上 一君） この関係はいとこ同士です。その譲受人が人に売買するために土地を図ったところが境がわかったもんですから、土地を分けてもらうことになったわけです。何も問題はなく許可相当と判断しました。

13番は、譲受人、譲渡人、譲受人のほうは太陽光発電を अच्छこちちやっておられます。また先月もこの同じ隣接地に太陽光発電をやっておられます。許可相当と判断しました。

13、14両方とも許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、15番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 15番の案件について説明いたします。これも太陽光発電を設置するというので、申請人は土地を有効活用することで生活基盤の安定を図る

ということです。51.84キロワットで216枚設置されます。転用面積1,812㎡です。現地調査の結果、現況とほとんど変わらない土壌で、雨水については自然浸透を図ります。周辺の農地に影響はないというふうに考えますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 2点だけ質問させてください。1点目は4番の農業用地なんですけど、2,711㎡うち499となっておりますが、これは割合とか、林道面積とかというのはと、もう一つは、今どんどん太陽光発電施設ができますが、その土地は農地から転用して雑種地になるのでしょうか。税金面的にはどういうふうな形になるのかなと思ってですね。

○事務局長（永井正治君） 4番の2,711㎡のうちの499㎡ということですね。まずこれは農業用施設ですので、200㎡以下だったら届出でいいわけですね、200㎡以上になれば当然、転用の許可が必要になりますので、それはもう面積はその施設に応じてなりますので、施設面積が多ければこの転用面積も大きくなるということで、この面積の上限はございません。

それと太陽光については、恐らく宅地じゃなくて雑種地扱いになったと思います。となると課税は雑種地として課税されてくるということです。

○13番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番の杉本ですけれども、11番の介在田ということですが、ここは平成9年に許可をとられて、税金はどのようになっていたのですか。

○事務局長（永井正治君） 一応ですね、これは平成7年に許可が取られております。ですからもともとは田だったのを、田を転用されておりますので、転用許可が下りた時点でですね、もう介在田として宅地並み課税で、課税を税務課はするようにしています。ですから例えば、畑を転用してまだ登記をしなくても、宅地にしなくてもその転用の許可が下りた時点で介在畑、介在田として現況をそういうふうな表示にして、課税はもうそういう宅地並み課税でもらうというようなことで、税務課は行なっておりますので、それが一緒になってうちのほうでは連携していますので、そういう表示になっています。

○25番（杉本征子君） 課税は宅地課税ということ。

○事務局長（永井正治君） そうです。そうです。あくまでもこの方が買われてまだ上に何も建ててらっしゃらなかったものですから、登記が宅地とかに変更ができてないものですから、今回、事業計画変更でまたやるということに、ですからこの人は

平成7年からずっとこの1,055㎡の水田を宅地税でずっと払わんでいっとられたということですよ。

○25番（杉本征子君） 荒地、荒れていたということ。

○事務局長（永井正治君） 現況は、もう擁壁してありますけども、盛土もしてあって、上のほうはもう先ほど本委員からありましたように、もう草が生えて耕作放棄地みたいな状態になっています。

○2番（取本一則君） いいですか。うちのそばだもんだけんですね、一時は管理に来とんなはったです。草を切ってきれいにしてですね、土曜、日曜ぐらいにきれいにしよったですもん。最近少しやっぱりこういう帰って来れなくなったから耕作放棄地みたいになって草が生えてますけど、その当時はですね、土曜、日曜来てから草を切ったり、いろいろしてきれいにしてやっぱりこういう施設をしたいという気持ちがあったんじゃないですかね。何しろきれいな土地でした。

○議長（東 令佐君） よろしいでしょうか。ほかにございせんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第13号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第14号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第14号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市より意見を求められております。14ページから17ページまでの38件の集積です。所有権移転が5件の19,415㎡、利用権設定が33件の122,089㎡で、合計38件の141,504㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第14号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

### 3. 報告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第4号から報告第5号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 報告第4号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は18件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第5号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成26年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は2件の届けを受理しております。田を2m程度盛土するものと、40cm程度盛土して、野菜畑として利用されるものです。

以上、報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がございました。質問などはございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

### 4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。

その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

### 5. 閉会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議まことにありがとうございます。

した。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 1 6 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年2月5日

玉名市農業委員会会長                      東 令佐

農 業 委 員                                      西川 英文

農 業 委 員                                      鶴田 克士